

専第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度
上山市一般会計補正予算（第8号）を次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

上山市長 山 本 幸 靖

令和7年度上山市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度上山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ20,637,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,344,766	21,000	1,365,766
	3 委託金	96,849	21,000	117,849
歳入合計		20,616,000	21,000	20,637,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,067,567	21,000	3,088,567
	4 選挙費	31,423	21,000	52,423
歳 出 合 計		20,616,000	21,000	20,637,000

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
16 県支出金	1,344,766
歳入合計	20,616,000

(単位：千円)

補 正 額	計
21,000	1,365,766
21,000	20,637,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,067,567	21,000	3,088,567
歳出合計	20,616,000	21,000	20,637,000

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
21,000			0
21,000			0

2. 歳入

16 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	82,401	21,000	103,401
計	96,849	21,000	117,849

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	21,000	衆議院議員総選挙啓発推進事業委託金 81
		衆議院議員総選挙開票速報事務委託金 70
		衆議院議員総選挙執行経費市町村交付金 20,799
		最高裁判所裁判官国民審査市町村交付金 50

3. 歳出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 選挙執行費	21,000	21,000	42,000	21,000			0
計	31,423	21,000	52,423	21,000			0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,835	○衆議院議員総選挙費	21,000
3 職員手当等	9,300	報酬	2,835
4 共済費	129	職員手当等	9,300
7 報償費	295	共済費	129
8 旅費	27	報償費	295
10 需用費	2,904	旅費	27
11 役務費	2,130	需用費	2,904
12 委託料	1,990	役務費	2,130
13 使用料及び 賃借料	740	委託料	1,990
		使用料及び賃借料	740
17 備品購入費	650	備品購入費	650